各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建 築 指 導 課 長 ( 公 印 省 略 )

準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件等の施行について(技術的助言)

準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件(令和3年国土交通省告示第514号)及び防火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件(令和3年国土交通省告示第513号)は、令和3年6月7日に公布、同日施行されることとなった。

ついては、その運用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、 この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

#### 1. 改正の経緯

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号の2及び第8号の規定により、準耐火構造及び防火構造の構造方法については、それぞれ告示に定める仕様か、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされている。

今般、国土交通大臣の認定を受けた準耐火構造及び防火構造の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものについて、既往の試験結果により、それぞれ所定の性能を満たすことが確認されたため、告示に定める仕様に追加することとした。

#### 2. 告示改正の概要

所定の性能を満たすことが確認された次の①及び②の仕様については、それぞれ①及び②に掲げる告示を改正し、仕様に追加することとした。

これらの基準に適合する構造方法であって、既に国土交通大臣の認定を受けているものにあっては、今後、建築確認に際して、国土交通大臣の認定を受けた仕様としての整合性の確認は不要となる

## ので留意されたい。

# ①準耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1358号)

区分	部位	間柱・下地	防火被覆
準耐火 構造	外壁	木材	【屋外側】 塗厚さ 15 mm以上の鉄網軽量モルタル (有機物量 8%以下) 【屋内側】 厚さ 50 mm以上のグラスウール (かさ比重 0.01以上)又は ロックウール (かさ比重 0.024以上)を充填した上に、以 下のいずれかを張ったもの ・せっこうボードを 2 枚以上張ったもので厚さの合計が 24 mm以上のもの ・厚さ 21 mm以上の強化せっこうボード (ひる石入り)

# ②防火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1359号)

区分	部位	間柱・下地	防火被覆
防火構造	外壁	木材	【屋外側】 塗厚さ 15 mm以上の鉄網軽量モルタル (有機物量 8%以下) 【屋内側】 厚さ 50 mm以上のグラスウール (かさ比重 0.01 以上) 又は ロックウール (かさ比重 0.024 以上) を充填した上に、厚 さ 12 mm以上のせっこうボードを張ったもの
		木材 又は鉄材	【屋外側】 厚さ 15 mm以上の窯業系サイディング (中空の場合、厚さ 18 mm以上、中空部除き厚さ 7 mm以上) 【屋内側】 厚さ 50 mm以上のグラスウール (かさ比重 0.01 以上) 又は 厚さ 55 mm以上のロックウール (かさ比重 0.03 以上) を充 填した上に、厚さ 9 mm以上のせっこうボードを張ったもの

## 3. その他の留意事項

防火構造の仕様として追加した外壁の構造方法のうち、屋外側の防火被覆に窯業系サイディングを用い、間柱又は下地の一部又は全部を鉄材で造ったものにあっては、炎が外壁内部に侵入して鉄材を変形させ、早期に当該外壁の防火性能が損なわれることのないよう、防火被覆の取合い等の部分に対して内部への炎の侵入を防止するための措置(合板等による敷目板の設置等)を要求している。また、同様に防火構造の仕様として追加した外壁の構造方法のうち、屋外側の防火被覆に窯業系サ

イディングを用い、間柱又は下地の全部を木材で造ったものにあっては、木材が燃焼し早期に当該外壁の防火性能が損なわれることのないよう、間柱又は下地にあっては原則として短辺 45 mm以上の断面寸法の木材を用いることが望ましい。

#### 4. 準耐火構造として耐火構造の構造方法を用いる場合について

耐火構造の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1399 号)において、耐火構造の床の構造方法として「厚さが 100 mm以上の軽量気泡コンクリートパネル」とすることが規定されている。

上記床の構造方法は、準耐火構造の構造方法としても用いることが可能であるが、既往の試験結果により、「木材で造った根太及び下地の表側の部分に上記厚さの軽量気泡コンクリートパネルを設けたもの」についても、1時間以上の準耐火性能を有することが確認されたことから、当該床の構造方法については、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床の構造方法として取り扱って差し支えない。